

議第17号

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える。

滋賀県商工 観光労働部 PFI事業 者選定委員 会	知事の諮問に応じて商工 観光労働部の所管に属す る特定事業を実施する民 間事業者の選定に関する 事項について調査審議す ること。	8人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮 問に係 る調査 審議が 終了す るまで の期間
---------------------------------------	---	------	--	---

別表第1項の表滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会の項中「滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会」を「滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会」に改め、「事項」の右に「ならびに都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第2項第9号の評価の基準の策定および同法第5条の4第3項の規定による設置等予定者（同法第5条の2第2項第9号に規定する設置等予定者をいう。）の選定に関する事項」を加える。

付 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 次に掲げる条例の規定中「滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会」を「滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会」に改める。
 - 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第54号）第19条第3項
 - 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）第38条第3項
 - 滋賀県都市公園条例（昭和53年滋賀県条例第13号）第9条の3第3項

